

2022年4月1日

公益財団法人日本財団ボランティアセンター

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当センターは、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に【該当しません】ので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話	03-6206-1529
F A X	03-6206-1530
電子メール	info@volacen.jp